



■委員長挨拶により開会。

●まず、付託を受けた「第15号議案 四万十市と畜場条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

**【説明：宮崎農林水産課副参事】**

令和8年4月1日から四万十市営食肉センターの管理運営を指定管理者によるものへ移行するため、所要の改正を行うもの。一般社団法人四万十食肉公社が、新食肉センター建替工事の請負契約を9月に締結しており、新食肉センターの設置運営主体となることが確定したことから、現センターについても、より効率的かつ効果的な管理運営をめざして指定管理者制度へ移行するもの。

※質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第16号議案 幡多公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

**【説明：遠近観光商工課長】**

「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」及び「卸売市場法」の改正に伴い、本条例に掲げるべき事項の追加が生じるため、条例の改正を行うもの。

**【質疑：西尾委員】**

公表の仕方は。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

ホームページでの公表を想定している。

**【質疑：寺尾副委員長】**

改正することによって、事業者や担当課において、どれほど仕事が増えるのか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

品目の指定は国が行い、コスト指標は指定する団体が行うため、その点についての手間は無い。

ホームページの見せ方や周知の方法などという点については若干増える可能性があるが、膨大な事務量が増えるようには現在考えていない。

**【質疑：寺尾副委員長】**

団体においても公表するためのものを作る必要があるのか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

団体においては、取引の際に標準的なコスト指標が出てくるため、価格交渉といった時にそれを見ることはあるが、団体の卸売業者や買受人が何かを公表したり、作成したりするようなことはない。

※質疑終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第21号議案 四万十市道路線の廃止について」、審査を行った。

**【説明：津野まちづくり課長】**

当該路線については、団地造成時に整備されたものであり、現在は認定のみで供用開始されていない状況である。当初、隣接地への接続のために設定された地番を終点としていたが、現在は隣接所有者がこの土地を取得し、市道としての独立した必要性がなくなったため、一旦市道を廃止し改めて認定させていただく内容になっている。

**【質疑：西尾委員】**

この部分の水道管はどうなっているのか

**【答弁：津野まちづくり課長】**

終点部分までは市で整備しており、今回の廃止に伴い申請者がこの部分の撤去を行う事前協議が整っている。

※質疑終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第22号議案 四万十市道路線の認定について」、審査を行った。

**【説明：津野まちづくり課長】**

当該路線については、第21号議案で廃止したのち、終点部分の地番を変更して再認定するもの。隣接地の所有者、利害関係者、区長との協議では同意、了承をいただいている。

※質疑終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第23号議案 四万十市道路線の認定について」、審査を行った。

**【説明：津野まちづくり課長】**

当該路線については、新たに認定するもので、宅地開発行為により、四万十市土地環境保全条例に基づく届出協議を経て設置された路線で、四万十市宅地開発要綱の規程により築造された道路であることと、複数の宅地への侵入路としての役割を担うことが見込まれ公共性が高いこと、開発事業者との間で必要な手続きが整っていることなどにより認定の判断をしたもの。手続きの状況については、届出、協議書類、設計図、管理に関する同意書等の確認は済んでいる。

※質疑終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第33号議案 公の施設の指定管理者の指定について（生活改善センター等 19施設）」について、審査を行った。

**【説明：吉田農林水産課長】**

生活改善センター等 19施設のうち、農林水産課所管の16施設について、現在、各地区を指定管理者として運営しているところであるが、今年度末で指定管理者の指定期間が終了となるため、来年度以降の指定管理者の選定について、今議会に提案をするもの。

当該施設については、公の施設の指定管理者制度に関する運用指針3の1、一定の地域住民のためのコミュニティー施設で、住民主体の地区組織等が一体的に管理運営することにより、地域住民の利便性の向上が図れると認められる場合に該当するため、非公募にて選定を行い、引き続き各地区を指定管理者として選定をするもの。

**【説明：竹本産業建設課長】**

生活改善センター等 19施設のうち、産業建設課所管の3施設について、令和3年度から令和7年度までの指定管理期間の満了により、新たに令和8年度からの指定管理者の指定を行うため、議会の議決をいただきたく、議案を提出するもの。

いずれの施設についても、各施設所在地の地区を指定管理者としており、前回からの変更はない。

**【質疑：宮崎委員】**

指定管理施設自体の軽微な補修や改修に関しては、指定管理者に行ってもらおうと聞いている。例えば施設を、大規模な工事をしなければならない場合には市で改修するという事で間違いはないか。

**【答弁：吉田農林水産課長】**

市が実施する場合は、大規模なものになると思うが、そのような場合は受益者負担をいただく形で行うことになると思う。

**【質疑：宮崎委員】**

指定管理者制度自体が、すべて統一したものなのか。集会所に関するものだけ別なのか。

**【答弁：吉田農林水産課長】**

受益者割合基準要綱に定めがあり、施設の種類によって受益者負担等は決められている。

本課所管の集会施設等であれば、集会施設は附帯設備等整備事業という形で、3分の1受益者負担をいただく形になっている。

**【質疑：宮崎委員】**

例えばこの生活改善センターが工事をする場合、地区からその工事費の3分の1を受益者負担としてもらって整備する考え方でいいか。

**【答弁：吉田農林水産課長】**

対象事業費によるかと思うが、地区で出来ない部分、例えば何百万円もかかるとかであれば、大規模な部分は市が主体として直す形になるかと思う。

※質疑終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第34号議案 公の施設の指定管理者の指定について(四万十市立富山地区集会所)」について、審査を行った。

**【説明：吉田農林水産課長】**

富山地区集会所は、地域住民の交流の促進と生活の改善及び農林業経営の合理化を目的とする研修、集会等を行うための施設として設置したもので、平成18年4月1日から地元地区で組織する富山地区集会所管理運営委員会を指定管理者として運営をしており、今年度末で指定管理者の指定期間が終了となるため、来年度以降の指定管理者の選定について今議会に提案するもの。

公の施設の指定管理者制度に関する運用指針3の1、(1)のア、一定の住民のためのコミュニティー施設で、住民主体の地区組織等が一体的に管理運営することにより、地域住民の利便性の向上が図れると認められる場合に該当するため、非公募として選定を行い、引き続き、当該運営委員会を管理者として選定するもの。

**【質疑：寺尾副委員長】**

使用料の徴収が出来るか出来ないかで、先ほどの33号議案と分けたのか。

**【答弁：吉田農林水産課長】**

こちらは林業関連の事業で建てられた建物で、旧中村市時代は農業関連で出来た部分は先ほどの生活改善センター等の条例、法に規定があり、林業関連施設のほうは、これだけだったので、条例が独立してあったというような経過がある。同じように、先ほどの生活改善センター等も、地区でそれぞれ使用料を決めて徴収をしていると思われる。

**【質疑：寺尾副委員長】**

この集会所を使用するに当たっての使用料は定めているのか。定めについては、指定管理者が決めるのか、市で定めているのか。

**【答弁：吉田農林水産課長】**

指定管理先で定めていると思う。地区によって使用料についてはまちまちである。

※質疑終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第35号議案 公の施設の指定管理者の指定について(四万十市営農飲雑用水施設 4施設)」について、審査を行った。

**【説明：吉田農林水産課長】**

片魚、大屋敷、常六、小西ノ川の当該4地区の営農飲雑用水施設は、営農用水を主体とし、併せて、衛生的かつ近代的な農村生活を実現するための生活用水を供給するために整備した施設で、各地区水道組合が指定管理者として運営をしているが、今年度末で指定管理者の指定期間が終了するため、来年度以降の指定管理者の選定について、今議会に提案をするもの。

なお当該営農飲雑用水施設は、先ほどの指定管理者制度に関する運用指針3の1か、特定の団体が設置した施設の設置目的や経過等を考慮し、特定の団体による管理運営が適当と認められるときに該当するために非公募で選定を行い、引き続き、各4地区の水道組合を指定管理者として選定するもの。

※質疑終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第36号議案 公の施設の指定管理者の指定について(四万十市立具同地区集会所)」について、審査を行った。

**【説明：遠近観光商工課長】**

四万十市立具同地区集会所の指定管理者として、四万十市立具同地区集会所管理運営協議会を指定し、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間の指定期間について議会の議決をお願いするもの。

四万十市立具同地区集会所管理運営協議会については、具同中組と西組の自治会代表者などから構成されており、地区に精通をしている。これまでも当該施設を8地区の集会や地域の活性化事業などで適正に管理運営をしていただいている。

**【質疑：寺尾副委員長】**

公の施設において何かしら修繕する場合は、大規模なものは市が行って、軽微なものは受益者負担

という概念だが、「軽微な負担」の線引きはどこなのか。金額ベースで見ているのか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

具同地区の集会所の協定の中では、四万十市立具同地区集会所の管理運営に必要な経費は乙の負担ということになっているため、管理運営に係る経費は協議会負担ということになっている。修繕については規定がなく、市で行っている。

**【質疑：寺尾副委員長】**

協定の中に修繕に関しての項目がないので、修繕は市で行っているとすると、例えばLEDに関する工事だと、どちらが行うことになるのか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

現段階では市でやることになると思う。

**【質疑：寺尾副委員長】**

内規は財政課もしくは総務課という話なら指定管理の集会所に関するところ全てにかかってくる内規にならないか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

取扱い等について、統一的な見解が今はないのかもしれない。ばらばらで行っているのでも、そこはご指摘のとおり統一する必要があると思う。

**【質疑：寺尾副委員長】**

例えば、トンボ公園は修繕に関して金額ベースで記載されていると思う。指定管理で、片方では金額ベースで片方では例えば3分の1といったところで、明確なさび分けのようなものはあるのか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

観光商工課の所管の中では、確かにそのような金額で小規模修繕と、それ以外の大規模修繕で分けているところはあるが、統一したものが市にあるかと言われると、恐らく今までなかったのではないかと思われる。各所管において指定管理制度が出来た中で、施設をどのように管理してもらうかの協定の中で決まっていると認識している。

**【意見：宮崎委員】**

全施設に絡んでくることなので、平準化、統一してほしい。

※質疑終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第37号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市ふれあいの館「星羅四万十）」について、審査を行った。

**【説明：佐川地域企画課長】**

本施設は本年度末をもって指定管理期間が満了することから、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするもの。指定管理者には、株式会社しまんと企画を指定することとし、期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

選定理由としては、今年度末で指定管理期間が終了するため指定管理者の公募を行い、応募があったのは株式会社しまんと企画1者であり、令和7年10月2日に指定管理者候補者選定委員会を実施し、評価点が基準点を超えたため、指定管理者候補者に選定した。

**【質疑：西尾委員】**

公募は前回からか。問合せも一切なかったのか。

**【答弁：佐川地域企画課長】**

前回は公募であったか等、今から調べさせていただきたい。

**【質疑：寺尾副委員長】**

公募期間についてはどのくらいだったか。

— 小休 —

— 正会 —

**【答弁：佐川地域企画課長】**

募集方法について、前回も公募であった。

公募期間について、募集要項の配布を令和7年の4月25日から令和7年8月6日まで行い、その後、令和7年8月8日から令和7年8月21日までを受付期間とした。その間に応募があったのは株式会社しまんと企画のみ。受付期間以降にほかの会社から問合せがあったが、期間を過ぎていたため、残念

ながら受付は出来なかった。

**【質疑：寺尾副委員長】**

どのような問合せ内容であったか。

**【答弁：佐川地域企画課長】**

指定管理料、募集している施設の所在地、施設の規模等の問合せであった。

**【質疑：寺尾副委員長】**

市から修繕費等で、維持管理や、例えば今年であれば扉の修繕があったと思うが、どのようなものに関して市で支払っているのか。

**【答弁：佐川地域企画課長】**

業務仕様書でお互いの負担区分を決めており、1件当たり10万円未満の軽微なものについては、指定管理者が行うということにしている。

**【質疑：西尾委員】**

先ほどの公募について、周知方法はどうだったのか。ホームページへの掲載等か。

**【答弁：佐川地域企画課長】**

四万十市ホームページへ掲載し、各種様式、仕様書をダウンロード出来るようにしていた。

**【質疑：鳥谷委員】**

宿泊料について、指定管理者が自由に設定出来るのか。

**【答弁：佐川地域企画課長】**

宿泊料については、条例で上限を決めており、その上限を超えない範囲で指定管理者が設定するというになっている。

※質疑終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第38号議案 公の施設の指定管理者の指定について（新安並温泉スタンド）」について、審査を行った。

**【説明：遠近観光商工課長】**

新安並温泉スタンドの指定管理者として、一般社団法人四万十市観光協会を指定し、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間の指定管理について、議会の議決をお願いするもの。新安並温泉スタンドは、市民の健康増進と福祉の向上へ寄与するために設置した施設であり、平成20年より継続して一般社団法人四万十市観光協会が指定管理により管理運営を行っている。

今回、当該指定管理が令和8年3月31日をもって終了するため、令和8年度から3か年の指定管理につき、令和7年6月4日の四万十市指定管理者候補者選定委員会において審議を行い、運用指針に基づき、一般社団法人四万十市市観光協会を引き続き指定管理者として指定したい。

**【質疑：宮崎委員】**

指定期間が3年で他の施設と期間が異なる理由は。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

公の施設の指定管理者制度に関する運用指針において非公募で指定する場合は3年以内と定められているため。

**【質疑：宮崎委員】**

5年間でもよいのではないか。

**【答弁：遠近観光商工課長】**

公の施設の指定管理制度に関する運用指針の中で3年以内ということになっているので、その規定を変える必要があるのではないかと考える。

※質疑終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第39号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市都市公園及び市立公園）」について、審査を行った。

**【説明：津野まちづくり課長】**

市が管理する都市公園58か所及び市立公園9か所、合計67か所の管理運営を、指定管理者である公益財団法人四万十市公園管理公社に指定することについて審議をお願いするもの。指定期間につい

ては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定。

公募の理由については、平成30年に策定している公の施設の指定管理者制度に関する運用指針に従い、公募によって幅広い提案を求めることにより、公平性の確保を求める内容となっている。

募集については、本年7月25日から募集要項を配布し、受付期間は9月4日から9月16日であり、その結果、1者の応募があった。選定については、書類審査とプレゼンテーション審査後、指定管理候補者の選定委員会にて、募集要項に示した項目にて審査を行い、選定委員会の結果、候補として選定した。主な業務は、サービスの利用向上に関する業務、適正な状態に維持する業務、目的達成のための企画実施に関する業務としている。

以上の理由により、この候補者を指定管理者、候補として選定したため、御審議をお願いしたい。

**【質疑：寺尾副委員長】**

公園の施設をLED化するとしたら、結構な大きな金額になるかと思うが、どのくらいの規模感か。

**【答弁：津野まちづくり課長】**

規模感については調べる必要があるので、お時間をいただきたい。公園施設のLED化については、公園全体で順番に更新を図るといったところで財政課とも協議をしているが、市全体で一括した対応が必要なため、市の施設の管理計画の中で、その更新について様々な手法を検討中であると財政課から聞いている。

※質疑終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に「第40号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市営食肉センター）」について、審査を行った。

**【説明：宮崎農林水産課副参事】**

四万十市食肉センターの管理運営を指定管理者によるものへ移行することに伴い、当該施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づき、本議会の議決をお願いするもの。

指定管理者としては、一般社団法人四万十食肉公社を指定することとし、期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間としている。

※質疑終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

— 小休 —

— 正会 —

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。

令和7年12月15日（月）産業建設常任委員会 所管課出席者名簿

	課名	所属長		課長補佐等		係長		担当	
1	農林水産課 (食肉センター)	宮崎 勝也	農林水産課副参事	島村 祐一	食肉センター整備推進室長兼食肉センター所長				
2	観光商工課	遠近 由幸	課長	今城 烈	課長補佐	白木 太樹	観光係長	伊勢脇 厚哉	主幹
						永田 佳久	商工・雇用対策係長		
3	まちづくり課	津野 智宏	課長	中山 良	課長補佐	安岡 晃	道路管理係長		
						松本 裕太	計画係長		
4	農林水産課	吉田 貴浩	課長	宮崎 智也	課長補佐	井口 敦	農業振興係長		
				岡田 圭一	課長補佐	植村 可鈴	農業土木係長		
						篠田 匠一	林業水産係長		
5	産業建設課	竹本 志郎	課長						
6	地域企画課	佐川 徳和	課長			山脇 史哉	地域振興係長		